

我が国法制におけるプロとアマの区分の例

販売・勧誘						
	証券取引法	金融商品販売法	金融先物取引法	投資信託・法人法	商品ファンド法	不動産特定共同事業法
切りわけの対象となる事項	注文受注時の自己・委託の別の明示義務の適用除外	①重要事実についての説明をすることを要しない者 ②勧誘方針の策定を要しない者	・プロのみ（一般顧客以外の者）を相手方として店頭金融先物取引を行う者は規制対象外 ・一般顧客を相手方として店頭金融先物取引を行う業者がプロを相手方として同取引を行う場合、不招請勧誘の禁止、適合性原則等を適用除外	受益証券の譲渡の書面の交付等（事前承諾により、電子的方法による代替交付）の適用除外	商品投資契約等の成立前の書面の交付等、顧客の判断に影響を及ぼす重要事項につき不実のことを告げる行為等の禁止の適用除外	不当な勧誘等の禁止、不動産特定共同事業契約の成立前の書面の交付等の適用除外
根拠条文	法第38条 施行令第15条の4の2	①法第3条第4項、施行令第8条 ②法第8条第1項、施行令第9条	法第2条第11項 施行規則第1条	法第2条第14項 証券取引法第2条第3項 証券取引法定義府令第4条	法第46条 業務に関する命令第8条	法第46条の2 施行規則第31条
プロにあたるもの	（対象から除かれる者） ・証券会社 ・外国証券会社の国内の支店 ・投資信託委託業者 ・投資法人 ・外国証券投資法人 ・銀行 ・保険会社 ・外国保険会社等 ・信用金庫 ・信用金庫連合会 ・労働金庫 ・労働金庫連合会 ・農林中央金庫 ・商工組合中央金庫 ・信用協同組合 ・信用協同組合連合会 ・（一定の要件を満たす）農業協同組合 ・（一定の業務を行う）農業協同組合連合会 ・認可投資顧問業者 ・郵便貯金資金の管理運用者 ・簡易生命保険資金の管理運用者 ・財政融資資金の管理運用者 ・年金資金運用基金 ・国際協力銀行 ・日本政策投資銀行 ・（一定の要件を満たす）漁業協同組合連合会 ・資本金5億円以上のベンチャーキャピタルであって自ら希望するもの ・投資事業有限責任組合 ・（一定の要件を満たす）厚生年金基金であって自ら希望するもの ・厚生年金基金連合会 ・（一定の業務を行う場合の）民間都市機構 ・産業再生機構 ・外国において証券業、投資信託委託業、銀行業、保険業、投資顧問業等を行う者で一定の資本等の額を有する者（届出者に限る） ・外国政府、外国政府機関、外国地方公共団体、外国中央銀行、日本が加盟している国際機関（届出者に限る） ・保有有価証券が一定額以上（2年連続して100億円以上）である有価証券報告書提出会社であって自ら希望するもの ・国又は地方公共団体又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人 ・投資者保護基金 ・日本銀行 ・預金保険機構 ・農水産業協同組合貯金保険機構 ・保険契約者保護基金 ・外国政府その他外国の法令上、上記に掲げる者に相当する者	①（金融商品販売業者等の説明義務の適用除外となる者） ・金融商品の販売等に関する専門知識及び経験を有する者として政令で定める者（金融商品販売業者等） ・重要事項について説明を要しない旨の顧客の意思の表明があった場合 ②法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって国又は地方公共団体の全額出資に係る法人	（一般顧客から除かれる者） ・金融先物取引業者 ・証券会社 ・外国証券会社の国内の支店 ・投資信託委託業者 ・投資法人 ・外国証券投資法人 ・銀行 ・保険会社 ・外国保険会社等 ・信用金庫 ・信用金庫連合会 ・労働金庫 ・労働金庫連合会 ・農林中央金庫 ・商工組合中央金庫 ・信用協同組合 ・信用協同組合連合会 ・（一定の要件を満たす）農業協同組合 ・（一定の業務を行う）農業協同組合連合会 ・認可投資顧問業者 ・郵便貯金資金の管理運用者 ・簡易生命保険資金の管理運用者 ・財政融資資金の管理運用者 ・年金資金運用基金 ・国際協力銀行 ・日本政策投資銀行 ・（一定の要件を満たす）漁業協同組合連合会 ・資本金5億円以上のベンチャーキャピタルであって自ら希望するもの ・投資事業有限責任組合 ・（一定の要件を満たす）厚生年金基金であって自ら希望するもの ・厚生年金基金連合会 ・（一定の業務を行う場合の）民間都市機構 ・産業再生機構 ・外国政府、外国政府機関、外国地方公共団体、外国中央銀行、日本が加盟している国際機関（届出者に限る） ・保有有価証券が一定額以上（2年連続して100億円以上）である有価証券報告書提出会社であって自ら希望するもの ・外国の法令上、上記に相当する者 ・資本金3千万円以上の株式会社 ・資本金3千万円相当以上の株式会社と同種類の外国法人 ・特定資本の額が3千万円以上の特定目的会社	（適格機関投資家） ・証券会社 ・外国証券会社の国内の支店 ・投資信託委託業者 ・投資法人 ・外国証券投資法人 ・銀行 ・保険会社 ・外国保険会社等 ・信用金庫 ・信用金庫連合会 ・労働金庫 ・労働金庫連合会 ・農林中央金庫 ・商工組合中央金庫 ・信用協同組合 ・信用協同組合連合会 ・（一定の要件を満たす）農業協同組合 ・（一定の業務を行う）農業協同組合連合会 ・認可投資顧問業者 ・郵便貯金資金の管理運用者 ・簡易生命保険資金の管理運用者 ・財政融資資金の管理運用者 ・年金資金運用基金 ・国際協力銀行 ・日本政策投資銀行 ・（一定の要件を満たす）漁業協同組合連合会 ・資本金5億円以上のベンチャーキャピタルであって自ら希望するもの ・投資事業有限責任組合 ・（一定の要件を満たす）厚生年金基金であって自ら希望するもの ・厚生年金基金連合会 ・（一定の業務を行う場合の）民間都市機構 ・産業再生機構 ・外国において証券業、投資信託委託業、銀行業、保険業、投資顧問業等を行う者で一定の資本等の額を有する者（届出者に限る） ・外国政府、外国政府機関、外国地方公共団体、外国中央銀行、日本が加盟している国際機関（届出者に限る） ・保有有価証券が一定額以上（2年連続して100億円以上）である有価証券報告書提出会社であって自ら希望するもの	・証券会社 ・外国証券会社 ・投資信託委託業者 ・銀行 ・保険会社 ・外国保険会社等 ・信用金庫 ・信用金庫連合会 ・労働金庫 ・労働金庫連合会 ・農林中央金庫 ・商工組合中央金庫 ・信用協同組合 ・信用協同組合連合会 ・（一定の要件を満たす）農業協同組合 ・（一定の要件を満たす）農業協同組合連合会 ・有価証券に係る投資顧問業者 ・（一定の要件を満たす）漁業協同組合 ・（一定の要件を満たす）漁業協同組合連合会 ・（一定の要件を満たす）水産加工業協同組合 ・（一定の要件を満たす）水産加工業協同組合連合会 ・信託会社 ・商品取引員 ・金融先物取引業者 ・商品投資販売業者 ・商品投資顧問業者 ・資本金5億円以上の株式会社	・銀行 ・保険会社 ・外国保険会社等 ・信用金庫 ・信用金庫連合会 ・労働金庫連合会 ・農林中央金庫 ・商工組合中央金庫 ・信用協同組合 ・信用協同組合連合会 ・（一定の要件を満たす）農業協同組合 ・（一定の要件を満たす）農業協同組合連合会 ・信託会社 ・不動産特定共同事業者 ・資本金5億円以上の株式会社

我が国法制におけるプロとアマの区分の例

	開示		その他	
	証券取引法	証券取引法	特定融資枠契約に関する法律	16年6月改正前旧投資事業有限責任組合法
切りわけの対象となる事項	有価証券の募集又は売出しの内閣総理大臣への届出の適用の要否（当該届出が不要な場合、その旨の相手方への告知）	投資者保護基金の補償対象となる一般顧客から除かれる者	利息制限法、出資法上の利息制限の適用除外	特定組合の組合員となる資格
根拠条文	法第2条第3項 定義府令第4条	法第79条の20第1項 法施行令第18条の5	法第2条	法第6条の2 旧投資事業有限責任組合法施行令第13条
プロにあたるもの	<p>（適格機関投資家）</p> <ul style="list-style-type: none"> 証券会社 外国証券会社の国内の支店 投資信託委託業者 投資法人 外国証券投資法人 銀行 保険会社 外国保険会社等 信用金庫 信用金庫連合会 労働金庫 労働金庫連合会 農林中央金庫 商工組合中央金庫 信用協同組合 信用協同組合連合会 （一定の要件を満たす）農業協同組合 （一定の業務を行う）農業協同組合連合会 認可投資顧問業者 郵便貯金資金の管理運用者 簡易生命保険資金の管理運用者 財政融資資金の管理運用者 年金資金運用基金 国際協力銀行 日本政策投資銀行 <ul style="list-style-type: none"> （一定の要件を満たす）漁業協同組合連合会 資本金5億円以上のベンチャーキャピタルであって自ら希望するもの 投資事業有限責任組合 （一定の要件を満たす）厚生年金基金であって自ら希望するもの 厚生年金基金連合会 （一定の業務を行う場合の）民間都市機構 産業再生機構 <ul style="list-style-type: none"> 外国において証券業、投資信託委託業、銀行業、保険業、投資顧問業等を行う者で一定の資本等の額を有する者（届出者に限る） 外国政府、外国政府機関、外国地方公共団体、外国中央銀行、日本が加盟している国際機関（届出者に限る） 保有有価証券が一定額以上（2年連続して100億円以上）である有価証券報告書提出会社であって自ら希望するもの 	<p>（一般顧客から除かれる者）</p> <ul style="list-style-type: none"> 証券会社 外国証券会社の国内の支店 投資信託委託業者 投資法人 外国証券投資法人 銀行 保険会社 外国保険会社等 信用金庫 信用金庫連合会 労働金庫 労働金庫連合会 農林中央金庫 商工組合中央金庫 信用協同組合 信用協同組合連合会 （一定の要件を満たす）農業協同組合 （一定の業務を行う）農業協同組合連合会 認可投資顧問業者 郵便貯金資金の管理運用者 簡易生命保険資金の管理運用者 財政融資資金の管理運用者 年金資金運用基金 国際協力銀行 日本政策投資銀行 <ul style="list-style-type: none"> （一定の要件を満たす）漁業協同組合連合会 資本金5億円以上のベンチャーキャピタルであって自ら希望するもの 投資事業有限責任組合 （一定の要件を満たす）厚生年金基金であって自ら希望するもの 厚生年金基金連合会 （一定の業務を行う場合の）民間都市機構 産業再生機構 <ul style="list-style-type: none"> 外国において証券業、投資信託委託業、銀行業、保険業、投資顧問業等を行う者で一定の資本等の額を有する者（届出者に限る） 外国政府、外国政府機関、外国地方公共団体、外国中央銀行、日本が加盟している国際機関（届出者に限る） 保有有価証券が一定額以上（2年連続して100億円以上）である有価証券報告書提出会社であって自ら希望するもの 国又は地方公共団体又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人 投資者保護基金 日本銀行 預金保険機構 農水産業協同組合貯金保険機構 保険契約者保護基金 外国政府その他外国の法令上、上記に掲げる者に相当する者 	<ul style="list-style-type: none"> 大会社 資本金が3億円を超える株式会社 監査証明を受けなければならない株式会社 特定目的会社 投資法人 社債、CP等の発行及び資金の借り入れにより得られる金銭をもって資産を取得し、当該資産の管理及び処分により得られる金銭を持って債務の履行を専ら行うことを目的とする株式会社 株式等の発行により得られる金銭をもって資産を取得し、当該資産の管理及び処分により得られる金銭を持って利益の配当及び償却のための取得又は残余財産の分配を専ら行うことを目的とする株式会社 匿名組合契約に基づく出資の受入により得られる金銭をもって資産を取得し、当該資産の管理及び処分により得られる金銭を持って利益の分配又は出資の価額若しくは残額の返還を専ら行うことを目的とする株式会社 	<p>（特定組合の組合員の資格を有する者）</p> <ul style="list-style-type: none"> 適格機関投資家 資本の額又は出資の総額が1億円以上の会社 投資事業組合及び匿名組合契約に係る営業者 学校法人 外国の法令上、上記に相当する者 外国に所在する投資事業有限責任組合類似団体 中小企業総合事業団 無限責任組合員の役員及び使用人 <p>（注）平成16年12月に投資事業有限責任組合契約に基づく権利が証券取引法のみならず有価証券対象となったことに伴いこの規定は削除</p>